

一般競争入札（インターネット）による公有財産売却ガイドライン (入札説明書)

第1 公有財産売却の参加条件など

1. 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる方

【参考：地方自治法施行令（抄）】

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項 の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第4号までおよび第6号の規定に該当する者

- (3) 当該入札にかかる公有財産（物件）に関する事務に従事する山梨県の職員

- (4) 日本語を完全に理解できない方

- (5) 山梨県が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2. 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって山梨県が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売扱代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当すると見なされ、一定期間山梨県の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめ KSI 官公庁オークション（インターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます））上の公有財産売却の物件詳細画面や山梨県において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

一般競争入札を行う物件については現状での引き渡しのため、事前に購入希望の物件をご自身で確認し（現地説明会は実施しませんが、お問い合わせいただければ調整のうえ、現地をご案内いたします）、現況及び諸規制を熟知したうえで入札してください。

- (5) 公有財産売却は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア. 公有財産売却参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ. 公有財産売却参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、山梨県のホームページより「一般競争入札（インターネット）による公有財産売却参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、山梨県へ書留郵便または直接持参で参加申込期間内に提出してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効。）

※公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「納入通知書」「銀行口座振込」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。

※複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票および印鑑登録証明書は 1 通のみ提出してください。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3. 契約に付す条件

入札する物件については、売買契約書において次の制限が付されますのでご注意ください。

- (1) 落札者は、契約締結の日から 5 年間、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業および同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら売買土地の所有権を第三者に移転し、又は売買土地を第三者に貸してはならないこと。
- (2) 暴力団関係施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用途に供し、また、これらの用に供されることを知りながら売買土地の所有権を第三者に移転し、または売買土地を第三者に貸してはならないこと。
- (3) 山梨県は、契約締結の日から 5 年間は、隨時に売買土地の使用状況等について実地調査をし、買受者に報告を求めることができる。買受者は調査を拒み、もしくは妨げ、または報告を怠ってはならないこと。
- (4) 落札者は、上記（1）および（2）の条件に違反した場合は、売払代金の 100 分の 30 に相当する金額を違約金として山梨県に支払わなければならぬこと。

4. 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など山梨県の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
- (3) 山梨県は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。
- (4) 原則として、物件にかかわる調査、土壤調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
- (5) 財産は、現況のまま引き渡しを行います。山梨県は、建物・工作物の補修、撤去、立木の伐採、雑草の草刈りなどの負担および調整は行いません。また、越境物の処理については、山梨県は関与しませんので、相隣関係で話し合っていただくことになります（契約後に判明した場合も同様です）。
- (6) 所有権移転登記の名義人は落札者本人です。山梨県は中間省略登記には応じません。

5. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア. 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ. 入札者の公有財産売却の参加者情報および KSI 官公庁オーフション ID に登録されているメールアドレスを山梨県に開示され、かつ山梨県がこれらの情報を山梨県行政文書管理規程に基づき、保管すること。

※山梨県から公有財産売却の参加者に対し、KSI 官公庁オークション ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することができます。

- ウ. 落札者に決定された公有財産売却の参加者の KSI 官公庁オークション ID を売却システム上において一定期間公開されること。
 - エ. 入札執行後、落札価格、落札者氏名、住所（法人にあっては所在地）を公表する場合があります。
 - オ. 山梨県は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

6. 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

- ア. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者の KSI 官公庁オークション ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。
- イ. 共同入札する場合は、共同入札者全員の住民票（参加が法人の場合は、商業登記簿謄本）、印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を山梨県へ書留郵便または直接持参で参加申込期間内に提出してください（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。なお、申込書は山梨県のホームページより印刷することができます。
- ウ. 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できた KSI 官公庁オークション ID でのみ入札できます。

1. 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名で KSI 官公庁オークション ID を取得する必要があります。
- ・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の住民票、印鑑登録証明書および申込書を入札開始 3 開庁日前までに山梨県に提出することが必要です（共同入札者の委任状も提出してください。）。
- ・代理人に入札に関する権限を委任される場合は、売却システムに代理人の KSI 官公庁オークション ID でログインのうえ、画面上で代理人による手続きを「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、本人の住民票、本人の印鑑登録証明書および委任状を添付のうえ、入札開始 3 開庁日前までに山梨県に提出することが必要です。
- ・原則として、入札開始 3 開庁日前までに山梨県が提出を確認できない場合は、入札をすることができません。

2. 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、山梨県が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、山梨県が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始 2 開庁日前までに山梨県が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア. 山梨県が指定する金融機関で納付

山梨県が指定する金融機関で入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、山梨県のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、山梨県へ書留郵便または直接持参で参加申込期間内に提出してください（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）。

公有財産売却の参加申込者より申込書が山梨県に到着後、山梨県から「納入通知書」を郵送しますので、山梨県が指定する金融機関の窓口で入札保証金を納付してください。

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「納入通知書」に「○」をしてください。
- ・山梨県が指定する金融機関は、山梨中央銀行本・支店、みずほ銀行本・支店及びゆうちょ銀行（関東圏内）等です。

※取扱金融機関

<https://www.pref.yamanashi.jp/sui-kanri/siteikinyuukikan/siteikinyuukikan.html>

イ. 銀行口座振込

銀行口座振込で入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、山梨県のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、山梨県へ書留郵便または直接持参で参加申込期間内に提出してください（郵送の場合は申込締切日の消印有効）。

公有財産売却の参加者より申込書が山梨県に到着後、山梨県から KSI 官公庁オークション ID で認証されているメールアドレス（共同入札の場合は代表者のメールアドレス、代理人の場合は代理人のメールアドレス）に送信する電子メールで入札保証金納付方法をご案内します。電子メールには山梨県からの送信であることを証明するため、申込書に記載されている公有財産売却の参加者の個人情報を付記しますので、必ずそれを確認したうえで、銀行口座への振込により入札保証金を納付してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、山梨県が納付を確認できるまで 3 開庁日程度要することがあります。
- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行口座振込」に「○」をしてください。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに山梨県の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、入札保証金充当承諾書を徴したうえで、地方自治法施行令第 167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1. 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了した KSI 官公庁オークション ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

山梨県は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、山梨県は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の KSI 官公庁オークション ID を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア. 落札者の告知

落札者の KSI 官公庁オークション ID と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

売却システム上以外においても、落札価格、落札者氏名、住所（法人にあっては所在地）を公表する場合があります。

イ. 山梨県から落札者への連絡

落札者には、山梨県から入札終了後、あらかじめ KSI 官公庁オークション ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・山梨県が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、山梨県が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、山梨県に連絡する際や山梨県に書類を提出す

る際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3. 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

山梨県は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

ア. 契約手続き

契約の際には、山梨県より契約書を落札者（共同入札の場合は代表者）に郵送しますので、落札者は必要事項を記入・押印し、印紙税法に定める額の収入印紙を2部のうち1部に貼り付けて、山梨県へ書留郵便または直接持参で提出してください。

また、「登記原因証明情報」という、売買契約を証明する書類もあわせて郵送しますので、必要事項を記入・押印のうえ、山梨県へ書留郵便または直接持参で提出してください。

イ. 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ. 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4. 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに山梨県が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。

売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は山梨県が用意する「納入通知書」で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。

また、売払代金の残金納付期限までに山梨県が納付を確認が必要です。

5. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

・入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。

公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

山梨県は、売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

1. 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2. 権利移転の手続きについて

(1) 山梨県のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付後、山梨県へ書留郵便又は直接持参により提出してください。

(2) 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、「所有権移転登記請求書」の提出前に山梨県に対して任意の書式にて提出してください。

(3) 「所有権移転登記請求書」を提出後、所有権移転の登記が完了するまで、2 週間程度の期間を要することがあります。

3. 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など山梨県の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、売払代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

4. 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

(1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税など）は落札者の負担となります。

(2) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。売払代金の残金を納付後、収入印紙などを山梨県へ書留郵便または直接持参で提出してください。

共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。

- ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することができます。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続き

を中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することができます。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することができます。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、山梨県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、山梨県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、山梨県は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことによる起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、山梨県は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、山梨県は責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などが、自身のKSI官公庁オークションIDおよびパスワードなどを紛失もしくは、KSI官公庁オークションIDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず山梨県は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

山梨県が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、山梨県物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、山梨県が公開している情報（文章、写真、図面など）について、山梨県に無断で転載・転用することは一切できません。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合について

■末尾の「クレジットカードで入札保証金を納付する場合」に関するガイドラインは、山梨県は該当いたしません。

■インターネット公有財産売却における個人情報について

山梨県が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する KSI 官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は山梨県になります。

■クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。